

救急法等講習開催団体 様

令和8年4月1日付で、「日本赤十字社神奈川県支部 赤十字救急法等講習実施要綱」を改正いたしました。特に、一般普及講習（救急法基礎講習及び各種養成講習）における講習負担金について、変更が生じておりますのでご確認ください。

一般普及講習（救急法基礎講習及び各種養成講習）の開催団体は次に定める講習負担金を支部に支払うものとする。ただし、受講対象者を県民など、広く募集し開催する団体については、講習負担金を免除する。

講習負担金は、1日の講習時間が4時間未満の場合は、5,000円。4時間以上の場合は、8,000円とし、表の受講者数に応じた乗数によって求めた金額を1日当たりの講習負担金とする。

講習種別	受講者	乗数
一般普及講習	～20人	2
	21～30人	3
	以降10人毎に乗数を1追加	

なお、以下のいずれかに該当する団体は、講習負担金の支払いを免除する。但し、開催団体のグループ・関連企業等は認めない。

- 1 赤十字関係団体（日赤地区・分区、赤十字奉仕団、青少年赤十字登録校、赤十字防災ボランティア、赤十字施設）。
国民の生命・生活を守る社会的使命を担っている団体（警察、消防、自衛隊、海上保安庁等）
- 2 受講対象者を県民など、広く募集し開催する団体。
- 3 講習開催日の属する年度または前年度に献血の実績がある団体。
なお、実績は神奈川県赤十字血液センター献血データベースを根拠とする。
- 4 支部へ講習開催日前1年以内に20,000円以上の寄付のある団体。